

静岡県議会訓令甲第1号

静岡県議会公印規程（昭和33年静岡県議会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県議会議長 山 田 誠

別記様式中「印」を削る。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。